

音更町職場体験事業について

- 1 目的 町内に居住する企業での就労を目指す障がい者が、企業等において一定期間職場を体験し、職業能力や職業適性の向上を図ることにより、一般就労等を促進するとともに、障がい者雇用に対する町民の関心と理解を深めることを目的として実施する。
- 2 対象者 町内に居住する障がい者で、就労に対する意欲がある者
- 3 体験先 町内の企業、公共施設等
- 4 体験先と体験者の関係 体験先と体験者の間に雇用関係は発生しないため、体験先から体験者に賃金等が支払われることはない。
なお、受入れが決まれば、体験先と音更町との間で覚書を取り交わし、その内容に従い、受入れを行ってもらう。
- 5 標準的な体験期間等 原則として、1日当たり6時間で5日間を標準とするが、体験者の能力や障がいの状況、受入先の条件等により調整する。
- 6 体験者の責務 体験者は、体験先の指示に従い、誠心誠意、業務に励むこととし、万が一事故等が発生した場合は、自己責任とする。
- 7 体験先の協力 体験者の能力を勘案して、業務内容の指示及び指導を行うとともに、体験者が持参する日誌に、毎日の勤務状況等の評価を記載する
- 8 職場体験の流れ
 - ① 障がい者支援施設等を通じて職場体験実習希望者を募集
(晩成学園、更葉園、帯広ケアセンター、帯広生活支援センター、きらきはうす、ぽかぽかはうす、どんぐり、だいち、緑ヶ丘 HP ほか)
 - ↓
 - ② 面接(職場体験希望者、施設職員等、役場職員、だいち職員)～本人の希望を聞き取ると同時に適正の見極め
 - ↓
 - ③ 実習先の確保(これまで受入実績があった職場、新規開拓職場)
 - ↓
 - ④ 実習先との面接(マッチング)
 - ↓
 - ⑤ 実習先との日程調整(受入れに係る覚書の締結)
 - ↓
 - ⑥ 実習開始
 - ↓
 - ⑦ 実習成果報告
 - ↓
 - ⑧ 謝礼等支払(終了)